

東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成 23 年 3 月 17 日

福島県議会議長 佐藤 憲 保

岩手県議会議長 佐々木 一 榮

宮城県議会議長 畠 山 和 純

東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする平成 23 年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0 と我が国の観測史上例をみない規模の大地震で東日本各地に甚大な被害を与えている。

特に、福島県、岩手県及び宮城県では、地震によって発生した大津波が各地に壊滅的とも言える被害を与え、大津波により町自体がほとんど壊滅したとみられる地域もある。死者は 1 万人を超えるとみられ、現在、多数の行方不明者もいるため、さらに増加すると思われる。被災地では今なお懸命の救助活動と遺体収容作業が続けられている。

家屋の倒壊・焼失、道路・鉄道の損壊など被災状況は我々の想定をはるかに超え、また、電気、水道などライフラインは寸断されており、ガソリンの不足や通信手段のマヒさらに生活物資の不足も加わり、大規模な余震活動も続いている中で各県民の不安は日増しに増大している。

これらの甚大な被害に加え、福島県内の原子力発電所においては重大な事故が発生し、国や東京電力からの情報不足もあって、立地地域の住民を初め国民の多くに大きな不安を与えている。

今回の大地震災害は、この原子力発電所の深刻な事故も加わり、各県で対応できる災害対策レベルをはるかに超えている。

よって、東北地方太平洋沖地震については、国が前面に立って早期の被災者救援及び復興対策を進めるとともに、原子力発電所立地地域の住民の安全確保を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 被災者の速やかな救出と救援の強化

被災者の救助を早急に進めるとともに、被災者の救援に際しては、高齢者、人口透析患者等の傷病者、障がい者、子ども、妊産婦といった災害弱者支援に万全を期すこと。そのためにも、通信手段の復旧を早急に進めること。

また、被災者に対しては、住宅の確保や生活資金の手当て等、経済的支援を強化すること。

2 生活必需品及び医療提供体制の確保

被災者の避難や生活にも甚大な支障を来しているガソリン、重油、灯油等については、直ちに必要量を確保し被災地に届けること。

また、被災者救援のため、医師、看護師、医薬品等を確保し、医療提供体制を整えるとともに、食料品、飲料品等の生活必需品を 1 日も早く避難所へ届けること。

3 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧に当たっては、電気、ガス、水道や通信手段としての電話、鉄道やバス等の公共交通機関は必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の大地震により大きな被害を受けた道路・橋梁・港湾・空港等の公共土木施設、農林水産業用施設、文教施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講ずること。

4 原子力災害対策

原子力災害は、福島県のみならず広く東日本全体に関わることであり、原子力災害への対応に全ての責任を有する国は、責任をもって事態の早期収拾に全力で取り組むこと。

また、原子力発電所の立地地域住民の健康管理対策に速やかに取り組むとともに、国民の不安払拭に繋がることから、事故の概要や原因、近隣住民に与える影響等、主体的な情報公開を行い、不安解消に最善を尽くすこと。

さらに、今回の原子力災害が極めて重大な局面を迎えていることから、次の対応にも国が全面的な支援を行うこと。

(1) 避難者へのスクリーニングや除染等の実施

(2) 福島県内における避難者の受け入れ先に限界があることから、県外避難先の確保

(3) 県外避難のための移送手段の確保

(4) 避難先における生活物資の確保

(5) 国における総合的な現地支援体制の確立

平成 23 年 3 月 17 日

福島県議会議長	佐藤	憲保
岩手県議会議長	佐々木	一榮
宮城県議会議長	畠山	和純